# 藍住町の古文書 -- 「木内家文書 |・「犬伏家文書 | を中心に--

地方史班(徳島地方史研究)

須藤 茂樹\*<sup>1</sup> 徳野 隆<sup>\*2</sup> 町田 哲<sup>\*3</sup> 金原 祐樹<sup>\*4</sup> 松下 師一<sup>\*5</sup>

### 1. はじめに

藍住町は、現在ではニンジンの産地として知られているが、かつては藍の一大生産地であった。藍の歴史と文化を展示公開している藍住町歴史館「藍の館」は学習の場であるとともに、徳島を代表する観光地といっても過言ではない。現在藍商の家屋が公開されている県指定文化財奥村家住宅に併設する藍の館には、10万点をはるかに超える膨大な史料群である町指定文化財「奥村家文書」がある。現在まで6冊の目録が公刊されている(1)。

ほかに町内には、乙瀬村庄屋の「安崎家文書」、 住吉村組頭庄屋の「山田家文書」(現在鳴門市所在)、 徳命村庄屋の「徳命山田家文書」、三好家所縁の「見 性寺文書」など見るべき文書史料群が多数ある(2)。

そのような良好な史料残存状況のなかで、本稿では整理目録化が完了している徳島県立文書館保管の竹瀬村庄屋の「木内家文書」と、この度ご当主犬伏元久氏の英断により、文書館に寄託されることとなった「犬伏家文書」の2つの文書群を検討の素材としたい。本来なら、「犬伏家文書」の整理・目録化といった基礎作業をおこなうべきであるが、同文書が県立文書館に寄託されることから、その膨大な量も勘案して同館に整理をお任せすることが最良の方法と考えた。

そこで、本稿ではまず徳野が整理の完了している 「木内家文書」の内容に触れ、ついで町田が同文書 のなかから四国遍路関係資料を選んで検討を加え た。つぎに、今回初めて本格的調査の端緒についた 「犬伏家文書」について整理前の段階での大まかな 概要と見通しを金原が記し、続いて須藤が系譜関係 資料を考察し、さらに松下が明暦三年の退転人関係 の資料に論究した。

なお、今回の調査には、大柴せつ子、日野善雄、 松本博、森千枝など徳島地方史研究会員、桑原恵徳 島大学教授以下徳島大学院生・同学生が調査に参加 した。

最後に、古文書の調査を快く承諾いただいた史料 所蔵者である木内正年氏、犬伏元久氏に深甚の謝意 を表す次第である。

### 注

- 1)『阿州藍屋奥村家文書』 1-6巻 藍住町教育委員会 昭 和61-平成5年
- 2) 『藍住町の文化財』 藍住町教育委員会 平成5年

(須藤 茂樹)

### 2. 木内家文書の概要について

木内家文書は、阿波国板野郡竹瀬村(現、徳島県板野郡藍住町富吉)の庄屋(肝煎)を延享4年(1747)以降代々勤めた木内兵右衛門家に伝来した史料群である。徳島県の近世・近代史を研究する上での第一級史料として知られている木内家文書の概要を述べてみたい。

### 1) 竹瀬村について

阿波国板野郡竹瀬村は、旧吉野川下流右岸(南岸)の沖積平野上に位置している。村高等は天保5年

<sup>\*1</sup> 徳島市立徳島城博物館 \*2 徳島県立文書館 \*3 鳴門教育大学 \*4 徳島県立文書館

<sup>\* 5</sup> 松茂町立歴史民俗資料館

(1834) の『郷村高帳』(1) では301石余、『旧高旧領取調帳』では蔵入地138石余、残る169石余が藩士 6人の給知となっている。『阿波志』によれば戸数63戸、耕作地の等級は中の上、全て陸田で反別36町 4 反 6 畝となっている。

明治22年(1889)の市町村制施行により竹瀬村は 奥野村・徳命村・東中富村・本村・成瀬村と合併し て藍園村となり、昭和30年(1955)に藍園村と住吉 村が合併して藍住町となり現在にいたっている(2)。

産業としては、近世中期から明治中期にかけて藍作が隆盛を極めた。竹瀬村は俗に"藍園二十八ヶ村"と称された藍作地帯の中心部に位置し、耕地の大半が藍畠で、元文5年(1740)の『藍作見分記録』(3)によれば葉藍の反当り収量は辻(平均のこと)33貫・上所42貫で上所の一つとされている。インド藍やドイツの化学染料に押されて阿波藍業が衰退期に入る明治末年から大正初年にかけて用水の整備による耕地の水田化や桑園化が進められた。

### 2) 木内兵右衛門家について

木内家の家譜類 (4) によると、同家の祖とされる 九郎右衛門信安は村内の有力農民である吉左衛門家 に元和 4 年(1618)に生まれている。吉左衛門家の 小家であった木内家が、村内での有力農民として の地位を確立したのは、村役人である五人組に就任 するなどした享保年間であると考えられる。延享 3 年(1746)には壱家となり、翌年には竹瀬村の肝 煎役 (前) 入百姓が庄屋となる場合はこれを肝煎と 称した)に就任した。宝暦年間には藍玉の他国売り にも乗りだし、明和 4 年(1767)には控地 5 町以上 という村内でも突出した大高持ちに成長している。 近世における帳簿類が無いため木内家の経営内容の 詳細は不明であるが、明和期以降持高は50~70石の 線を維持し、勢尾と越後に売場を有するなど藍商と しての活動も続いている。

安永年間には御蔵百姓となり(これにより木内家は肝煎から庄屋となる)、また藩の御用銀調達に応じて御銀主役となる。これ以降の歴代の当主は竹瀬村の庄屋を勤めるかたわら、藩主・幕府巡見使・遊行上人などの御宿御用や隣村庄屋役・与頭庄屋役の一時兼帯などを命じられており、藩からの度々の調達銀要請にも応じている。殊に第7代の兵右衛

門(和太郎)行恒の代の天保2年(1831)には、藩に1,450両を献金して小高取(徳島藩の民籍中最高の身分)となる。また、彼は藩の要請を受けて、文政年間に基幹産業であった林業の衰退によって困窮に陥っていた板野郡北灘地方(現、鳴門市)の産業育成のために機織業への融資を行い、天保の飢饉に際しては近隣の藍作人に対して救済融資を行っている。このような活動によって木内家は家格の上昇と村内名望家としての地位を獲得するが、藩への調達銀・冥加銀等の献上や藩の斡旋による救済融資は木内家の経営の圧迫要因となっていった。

宝暦・明和期は阿波国の藍作地帯の構造変化の時代とされている。享保期以降成長していった葉藍作人層が藍玉生産・販売への進出を指向し、多量の新興藍師を輩出していった。明和3年(1766)に開始される藩政改革(明和の御建替)以後、彼らは藩の下に結集し、阿波藍業の主体勢力となっていく。木内家は宝暦・明和期の新興藍師の典型例を示すものである。

このように順調な発展を続けてきた木内家の経営は19世紀初頭に大きな転換期を迎える。化政期以降「関東地藍」に代表される後発産地との競合を余儀なくされた阿波藍業は、天保の飢饉とそれに伴う経済混乱によって大打撃を受ける。木内家の場合も、売掛金の焦げ付きなどから越後売場の一時休業、勢尾売場からの撤退を余儀なくされている。この時期の木内家の経営危機を示すかのように、文政期以降の同家の土地集積は、村内の土地移動が急増する中で停滞し、安政期になるまで回復しない。

近代以降、木内家の歴代当主は藍園村の村会議員・助役・村長、徳島県議会議員等を歴任している。 また、経営面でも東京・静岡県清水・長野県上田に 藍商の支店を開設し、酒造業などにも進出している。

### 3) 木内家文書の構造と内容について

木内家文書の史料群としての階層構造を確定するためには、上記のような木内家の活動とそれにともなう組織構造の変遷を確定する作業と、個々の史料の性格を把握する作業が不可欠となるが、これらの作業はまだ途上と言わざるを得ない。ただ見通しとしては①村役人、②近代公職、③仲間、④経営、⑤家政、⑥雑の6つのサブグループが設定できるので

はないかと考えている。以下に各サブグループの概略を記しておく。

①は木内家が木内家以前の庄屋から引き継いだ史料と、竹瀬村の庄屋(肝煎)として作成した史料からなる。その内容は棟付・検地・年貢・夫役・御用銀・村方騒擾・内済など多岐にわたっている。また木内家文書の中には、木内家が近隣村落の兼帯庄屋や取立人(御蔵地の年貢徴収にあたる村役人)に就任していたために残されたと考えられる史料が多数含まれている。これらを「他村村役人」として別のサブグループを設定するかどうかは、これからの検討課題である。また、木内家文書の中には膨大な年貢関係の証文類の綴が残されているが、これらの中には木内家が庄屋として綴ったものと、木内家の控地に賦課された年貢の綴が混在している。作成・差出人と受取人を慎重に検討しながらこれを弁別する作業が必要となる。

②は木内家が明治の初年に里長補や第九小区用掛などの村役人に任命されていた関係で残されたと思われる史料と、明治末期に県会議員を務めた関係で残されたと思われる史料からなる。

- ③はほとんどが富吉八幡宮の氏子関係史料である。
- ④は近世の頼母子講などの金融関係の証文類と、明治後半から大正初期に東京・信州上田・清水などの各支店から送られた業務報告が中心となっている。殊に後者は、この時代の世相を知る上でも貴重な史料である。
- ⑤は木内家の家政関係の史料であるが、経営と家 政が未分化な近世段階で、④と⑤をいかに分けるか は判断に迷うところである。
- ⑥は近代になって作成された木内家文書の目録類が中心である。木内氏のお話によると、太平洋戦争中に同家に疎開していた知人が木内家文書の整理を行っており、これらの目録類はそれとの関連が考えられる。

木内家文書は昭和34年(1959)に木内家から旧徳 島県立図書館に寄託され、そこで仮整理が行われて 公開されている。平成8年(1998)に徳島県立文書 館に移管され、再整理の後に平成16年(2004)に破 損の著しい一部の史料を除く約3,000点が公開され ている。更に木内家文書の活用がすすむことを願っ てやまない。

### 注

- 1) 国文学研究資料館所蔵「蜂須賀家文書」より
- 2)『藍住町史』(藍住町史編纂委員会1965年)
- 3)『御大典記念 阿波藩民政資料 下巻』(徳島県1916年、徳島県史料刊行会が1968年に復刻)
- 4) この部分の記述は徳島県立文書館寄託「木内家文書」中の『歴代』その他による。尚、木内家文書の目録については、徳島県立文書館のホームページを参照のこと。

(http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp/)

(徳野 隆)

### 3. 「木内家文書」の四国遍路関係史料について

### 1) 視角

木内家の所在する竹瀬村は、遍路道から外れているが、四国八十八ヶ所霊場の2番札所極楽寺から3番札所金泉寺の川向かいに位置するため、遍路が来村することも少なくなかった。木内家文書の四国遍路関係文書については、既に松本博氏の紹介(1)や井馬学氏の検討(2)がある。そこでは庄屋の文例集としての意味をもつ「諸控」(3)の内容が注目されてきた。今回、「諸控」に加えて「見分礼書加」(4)の事例を紹介し、遍路とその周縁についての若干の検討を行い、報告にかえたい。

なお、既に私は、井馬論文の指摘をうけつつ、名 東郡早渕村後藤家文書の遍路関係史料を紹介したこ とがある(5)。その中で、徳島藩が往来手形の有無 によって、遍路とそうでない者とを区別し、倒れ遍 路の処理も差異化されている事実に注目し、それが 野非人対策の一環である可能性を指摘した。遍路の 把握と状態とを統一的に理解する視点である。今回 紹介する2つの事例もそれに関する内容である。

### 2)「諸控 | と「見分糺書扣 |

「諸控」には、天明3年(1783)12月から万延元年(1860)年までの遍路関係文書(事例数18件)が写されている。その大半は村役人が郡代手代に対する病死遍路の届出や病気遍路の送り戻しの事例である。

これに対し、「見分糺書扣」は、病死遍路の届出 後、①郡代の命をうけて見分に派遣された組頭庄屋 に対し、村役人が提出した報告と、②①と共に組頭 庄屋が郡代手代に提出した見分の報告が大半であ る。文化 5 年(1808)閏 6 月から慶応 2 年(1866)8 月まで20件分(綴紐巻付の文書を含む)が書写されている。ただしそのうち 5 件は遍路以外の縊死・溺死である。また、こちらには、竹瀬村での病死遍路の場合と、他村の病死遍路について、木内家などが組頭庄屋御用代として見分を行った場合が含まれている。したがって、同じ一件が両帳面に記される場合がある。後藤家文書の場合は、組頭庄屋による見分糺書が大半であったので、その点でも両帳面を見ることができるのは幸いである。

このほかに、明治 4 年(1871) 3 月「辺路死骸見 分糺控」(6) には、 2 件分(うち遍路関係 1 件) 記 されている。

# 3)「廻り養」

最初に紹介するのは、天保6年(1835)年11月の 事例である。一人の尼が竹瀬村で11月18日に死亡し た。この尼は11月7日の夕暮れ時に竹瀬村に入り、 臥込んでいたので、村の最寄りの木内清四郎・喜代 蔵・熊三郎・瀧蔵・喜代次が駆けつけ様子を尋ねた ところ、「病気で歩けない」とのことで、よく見る と「癩病人」であった。彼らは、早速村役人にその 旨を届け出た。村役人も駆けつけ、尼に対し、生国 や往来手形について尋ねると、尼は、「泉州堺から 来た。往来手形は荷物に入れておいたが、途中で荷 物ごと盗み取られ、寒中身薄で困っていた」と答え た。村役人の指示をうけ、最寄の彼らが、小屋懸を し、順番に「給物」を与えていたわっていたが、18 日八つ時に病死したという。「諸控」に記載されて いる村役人から郡代手代に最初に届け出た文書によ れば、この尼は17才であった。

注目される第1は、倒れ遍路に対し、村の最寄りの者が、小屋懸けをし、順番で食べ物を与え、労っている点である。違うケースであるが、次のような事例が「諸控」にみられる。

### 辺路廻り養帳扣

### 一、辺路壱人 石州 岩蔵

右ハ病気ニ而各近所ニ臥込候ニ付、一日宛廻 り養ニ致遣申事、尤日ニ三度宛食物茶水施シ 可申候、此帳日々先へ廻し可被申候

三日 六左衛門

四日 源兵衛

五日 卯八

六日 与三右衛門

七日 清五郎

八日 儀右衛門

九日 李兵衛

この石州岩蔵に関連する文書は、管見の限り見あたらないので、詳細は不明であるが、前後の一件の記載からみて嘉永年間の事例と推定しておく。これによれば、①遍路が倒れていた近所の7名の者が、「廻り養」として、3度の食事と茶水を与えることを一日交代で行い、②この文言を書いた「辺路廻り養帳」を引き渡していくこととされている。滞留が長引いた際に「廻り養」するのが、この7名だけなのか、他の村構成員にまで波及するのかは確定できないが、文言からすると前者の可能性が高い。こうした「廻り養」の例は、「諸控」「見分糺書扣」にしばしば見られることから、竹瀬村ではこうしたシステムが作られていたことになろう。

なお、紀伊国でも西国巡礼に対して村が小屋懸し一時的に養生させる事例は多いことから (7)、こうしたや小屋掛養生や「廻り養」が四国遍路に特有のものであったかどうかは、検討の余地が残る。

第2は、ハンセン病のこの尼に対し、他の倒れ遍路に対する措置と同様に、食べ物を与え、労っている点である。少なくとも組頭庄屋への申上書の表現としては、そのように現れている。

第3は、往来手形を所持していない尼に対する死後の扱いについてである。村からの届けにより見分に来た組頭庄屋斎藤七之丞に対し、見分後、関係者が申上覚を提出したが、添えられた村役人奥書によれば、この尼については、「往来手形無之候得とも、何れ無宿乞食体之者とも相見へ不申候得ハ、何れ寺院導師を以、最寄三昧へ土葬二仕、有姿木札二記建置候様」と指示されたという。本来、往来手形を持たない者について、その亡骸は「捨置」―葬儀等をせずにただ土葬するのみ―が一般的であるが、この尼のように明らかに「無宿乞食体」ではないと判断される場合には、他の遍路と同様に葬られたのである。

# 4)「袖乞辺路体」と村

2つめは、井馬論文でも検討されている嘉永3年

(1850) 8~9月の事例である。土佐国安喜郡入川田村出身で足の悪い年齢50才程度の四国遍路、為蔵なる者が、竹瀬村で死去した。村役人はさっそく届出をしているが(「諸控」)、この届出をうけて、組頭庄屋山田の御用代として見分に入った東貞方村庄屋四宮勘五郎と、村役人との間で、問一答が交わされている(「見分糺書扣」)。こうした形式の糺書は、やや込み入った事情のある場合に見られるものである。井馬論文の紹介する「諸控」の記述より詳細であるので、再度検討する。

それによれば、為蔵は、一度8月17日に竹瀬村に来村しており、「痛足」で歩けないとのことなので、村として養生させた。その後、為蔵は19日になって川向の川端村に行き、弥太次門前で臥せ込み、そこを追い立てられた。さらに同村卯吉の門前でも臥せ込み、隣家の弥五郎が為蔵の手を引き、竹瀬村清五郎地枕まで送り出した。そこで為蔵は臥せ込み、竹瀬村の最寄りの者が「順番」で食物等を与え養生させていたが、九ツ時に死去した。四宮は、9月2日にこの為蔵の病死に疑わしい点が無いかどうかを問うている。

これに対し、まず竹瀬村の甚兵衛・源吾・杢右衛門は、事実通りであることを認めて、疑わしい死でないと答えている。彼等は、為蔵死去の発見者・近所の者であろう。その記述の中で確認できるのは、一つは、為蔵が竹瀬村に再びやってきたのが20日で、必ずしも弥五郎が手を引いてきたとはみえない点である。今一つは、為蔵が「袖乞辺路体」の者であった点である。為蔵の場合、身元が明確であるので、往来手形は所持していたことがわかる。つまり為蔵とは、「四国辺路修行」の者でありながら、物乞い同然の者である [藩による把握と状態]。

一方、四宮は、川端村の関係者、弥太次と弥五郎に対しても礼している。弥太次は、為蔵が袖乞にきた際、不在であった。家内の者達がいくばくかの物を与えたところ、門前で臥せ込みそうになったので、「弥太次が留守中なので、すぐに行くように」と為蔵に言い聞かせると、すぐに立って去っていった。つまり、臥せ込んで歩けない状態の者を追い立てたのではないと反論する。また、弥五郎は、隣の卯吉妻が「袖乞体の者が門前で臥せ込んでいるので、

『卯吉は不在であるので立ち去るよう』言い聞かせてほしい」と頼んできたので、すぐに立ち退くよう為蔵に申し入れた。為蔵は承知したが、立つときに痛足のようにみえたので、弥五郎が七、八間ほど手を引いた。しかし、それは歩行出来なかったわけでも、ましてや弥五郎が竹瀬村の清五郎地枕まで送り出したわけでもない、と反論している。その後弥五郎は、四宮から「為蔵儀、痛足体ニ而臥込居候得ハ、村役人手元へ申出、養生指加へ可申筈」であるのに、そうしなかった不備を指摘されている。

このやりとりの中で注目されるのは、次の点である。第1は、四宮の問いの表現が、「其方共如何相心得臥込候ヲ追立候哉、有体可申出候」というもので、ここに、「臥込んだ者を追い立ててはならない、介抱すべきだ」という村役人としての認識を見ることができる。最後の四宮の表現も同様である。

第2は、「袖乞体」の為蔵に対する村の対応である。弥太次・弥五郎の主張によれば、①為蔵は歩けたのであり追い立てたわけではなく、また②竹瀬村まで手をとって送り出したわけでもない、ということになる。為蔵が竹瀬村に来村したのが20日であることから、弥五郎が竹瀬村清五郎地枕まで連れたとは考えにくいので、②は事実であろう。ただその主張が事実であったとしても、彼等にとって為蔵は、物乞い以外の何者でもなく、こうした者に対する忌避意識が相当強かったことがうかがえる。

その者が往来手形を持っているかどうかは、その者の死後の処理—すなわち藩・村役人の関与の時点で問題となるのであり、村人にあっては、その者の姿・行為=状態が重要だったのである。

村人には、遍路、それも物乞い体の存在に対しては、できることなら早く立ち去ってほしい、しかし一旦その遍路が臥せ込めば、(藩の関与・指示を念頭に)追い立てずに介抱せねばならないという意識が存在していたのではないだろうか。

### 注

- 1) 松本博「つくられていく村の習俗や因習―庄屋文書にその 原型をみる―」(『文書館だより』〈徳島県立文書館〉23、 2004年9月)。
- 2) 井馬学「徳島藩の遍路対策と村落の対応」(『四国遍路の研究Ⅱ』(四国遍路八十八ヶ所の総合的研究〉鳴門教育大学、2005年3月)。

- 3) 徳島県立文書館所蔵木内家文書「諸控」(キノウ00932)。
- 4) 同「見分糺書扣」(キノウ00807)。
- 5) 町田哲・井馬学「〈史料集〉後藤家文書遍路関係史料」(前掲『四国遍路の研究Ⅱ』)。
- 6) 徳島県立文書館所蔵木内家文書「辺路死骸見分糺控」(キノウ00803)。
- 7) 柴田純「近世のパスポート体制―紀州藩田辺領を中心に―」 (『史窓』61〈京都女子大学史学会〉、2004年2月)。

(町田 哲)

## 4. 「犬伏家文書」の概要(総論)

平成17年10月16日、藍住町東中富、犬伏家の蔵の中を須藤茂樹・立石恵嗣・石尾和仁・松下師一・町田哲の5人で調査させていただいた。蔵の内部には多くの古文書とそれ以外の資料が眠っていた。その内古文書5箱と風呂敷包みひとつを預かり、徳島県立文書館に持ち込み概要を把握するための整理をすることとした。概要調査には徳野隆・阿部聡美・金原祐樹の3人が当たった。2日後の18日、大量に残されていた新聞を立石恵嗣、関口寛の2人が調査させていただいた。新聞資料は大正から昭和初年にかけての徳島日々新報や大阪毎日新聞で、当時の貴重な資料であり、こうした新聞資料を含め早急に再調査や整理を行っていく必要がある。



写真1 犬伏家の蔵の中に残る新聞

# 資料の概要調査は、古文書の形態・順序等を崩さず、おおよその量や内容を把握するために行った。調査カードに10点~50点ほどのまとまり(括られているものなど)ごとにおおよその内容・作成者・年代を書き取った。調査の概要は別表の通りである。

### 1) 犬伏家について

犬伏家は古くからの素封家として知られており、『藍住町史』製薬の項(1)には犬伏古松軒製薬所が掲載されている。「近世初期から製薬を行っていた犬伏古松軒は、文化4年(1807)頃の当主犬伏九郎左衛門が勝瑞村の名医橘春庵と相談し薬を改良し薬名を敬震丹と改め販路を拡張し隆盛を迎えた。」などとあり、近世後期から近現代に至るまで製薬業で大いに栄えたことが記されている。また、同町史の庄屋一覧表(2)の内東中富村の初期政所・庄屋である九郎左衛門は、犬伏家の人と考えられる。また、同町史の小高取の項(3)にある 2石 東中富村 犬伏繁右衛門 も当家の人であろう。犬伏家に関する先行調査の記述は数少ないが、古文書の調査が進むことによって多くが明らかにされていくであろう。

### 2)「犬伏家文書 について

犬伏家文書は文書の多くが証文や訴状などの一枚 ものなので、今後継続して詳細の調査が必要である。



写真2 犬伏家からお預かりした文書

### 表1 犬伏家文書の概要

	おおよその量	史料年代	作成主体	概 要	史料の状況
箱A	7 東100点ほど	明暦~文化	家・村庄屋	由緒書、村の訴訟願書、仕切書	
箱B	15東300点ほど	寛永~明治	村庄屋・家	検地帳・年貢諸役関係文書	反古紙多し
箱C	横帳50点ほど	天和~文政	家商業・村	商業帳簿・棟付帳	
箱D	17束300点ほど	元和~嘉永	村庄屋・家	年貢諸役関係文書・証文等	
箱E	30束200点ほど	慶安~明治	村 (政所庄屋)	棟付帳・年貢諸役関係文書	
箱F	大横帳3点	天保~安政	家・商業	商業帳簿 (諸国金銀出入帳)	

ここでは、中間報告的ではあるが文書の概要を検討してみたい。概要の特徴としてあげられることは、①元禄以前、近世前期の史料がかなりあること。②年貢関係・普請関係など村政に関わる行政文書と、仕切書・帳

簿など藍作・製薬業を中心にした商業関係文書に大きく分かれること。の2点が上げられる。近世前期文書は元和期の年号のある文書(検地帳等)をはじめとして、ほぼ犬伏家の九郎左衛門らが政所・庄屋・組頭庄屋など村役人として作成した文書もしくは受け取った文書や作成した文書の控・写が残されている。帳簿以外の近世前期の地方文書がまとまって残されているのは県内でも稀で、徳島藩の地方制度が整えられていく過程を知るための重要な史料になるであろう。

箱A・箱Dに含まれる明暦 3年(1657)退転人の関係史料は、徳島藩法などに見られる走り人(百姓 欠落人のこと)などの実例史料として、棟付帳の編成とともに興味深い事例である。この史料の解説については別項を立てる。箱B・D・Eに含まれる検地帳・棟付帳・川成癒上(田島が洪水等で流流を役割した土地に関する帳簿)・夫役割付(百姓に課せられた百姓役(人夫役)などを割り付けるために作成された帳簿)などの諸帳簿は、諸税を百姓に対して割り付けるために欠かせない帳簿である。また、箱C・Eに多く含まれる年貢取立・上納に関する帳簿と共に近世前期の村の実態を知る史料となるであろう。さらに多く残る一枚ものからは、普請(土木工事)訴訟(村内のもめ事)など東中富村のさまざまな出来事を知ることができよう。

商業関係史料としては、初期から営まれている製薬業・藍売買に関する史料が、箱C・Dを中心に見ることができる。Fの包みには3冊の諸国金銀蔵入帳が残されており、調査が進めば全国を商圏とした犬伏家の商業の実態を垣間見られるであろう。

犬伏家文書は、現在徳島県立文書館により鋭意全 点の詳細目録の作成が進められており、所蔵者であ る犬伏家との調整をとりながら早晩公開され利用に 供される予定である。

### 注

- 1) 藍住町『藍住町史』(1965年刊) 製薬の項目は461頁~
- 2)『藍住町史』135頁~
- 3)『藍住町史』155頁~

(金原 祐樹)

# 5. 系譜関係資料の検討から 由緒書に歴史 を読む —三好家家臣・蓬庵お目見え— (各論 1)

膨大な「犬伏家文書」のなかには、いわゆる系図や系譜類とは別の徳島藩に提出した由緒書の類がいくつか残されている。そのほとんどが清書ではなく、手直しが多数なされた下書きである。戦国時代から身分制社会が確立する江戸時代の移行期にあって、「家」にとってどのような系譜をたどった家であるのかを示すことは、その後のその家の身分や家格を決める上で重要な要素のひとつであった(1)。 徳島では「身居」という。よって提出するまでに何度も推敲を重ねる必要があったのである。本稿で紹介する史料もその系列に属するものである。

(端裏書)

「東中富村九郎左衛門家筋書付」

覚

- 一、 永禄年中三好長治公勝瑞二 御在城之御時御家頼(来)犬伏左近 御城内江相籠り居申所、天正五年 及御落城、無拠其後農家二相寄、 當村へ住居仕、先祖九郎左衛門原田拾九町 余開キ名負ニ所載仕、代々九郎左衛門 本百姓相勤之内、先祖九郎左衛門・弥三右衛門 代之庄屋組頭役相勤申二付、下人頭 九人二至迄諸役御赦免被極候御書付 萬治元年三郎兵衛様・野々村左門様・ 林大學様御見印頭載仕居申候、 長谷川越前貞恒様御直御書萬治 年中二之儀、源七郎・九郎左衛門親子當二頭載仕 所持仕居申候、
- 一、 御社料ニ付、當村大宮若一王子三社大権現 御棟札ニ慶長十九年宮一宇奉 再興本願犬伏九郎左衛門尉忠秀と 相印干今御棟札有之候、當代二代 五人組相勤居申候、先年より下人筋之者、 下人頭四人只今相控居申、家長久仕、 難有仕合ニ奉存候、

寛永九年 俗名 勢玉常慶信士 九郎左衛門 寛永十七年

天際妙雲信女 同人妻

出所讃州より参候

貞享五年 九郎左衛門子 観月了阿信士 弥三右衛門

九郎左衛門改名

寛文八年

梅法壽光信女 同人妻

東中富村三木多郎右衛門勝政方より参也

元禄三年 九郎左衛門子、弥三右衛

門弟

寂冬入胎信士 八郎兵衛

九郎左衛門改名

享保十四年

春到自光信女 同人妻

西貞方村嘉兵衛方より参也

享保十九年 九郎左衛門子 一如普観信士 九郎左衛門

宝暦十四年

一等壽貞信女 同人妻

板東村納田二郎左衛門方より参也

寛政六年 九郎左衛門子海印圓融居士 九郎左衛門

鶴壽潮音尼 同人妻

富岡高石屋源七方より参也

九郎左衛門嫡子、五人組

當代 信八郎

寛政八年

徹道貞亮大姉 同人妻

下浦村武市栄助方より参也

九郎左衛門二男倅相続人

當代 祐右衛門

同家ニ相暮

東中富村

九郎左衛門〇 (黒印)

寛政十年午二月 同村庄屋

多郎右衛門殿

右之通、九郎左衛門申出候二付、奧書仕指上申候、以上、

同村庄屋

### 多郎右衛門殿○(黒印)

午二月十五日 山田夫右衛門殿

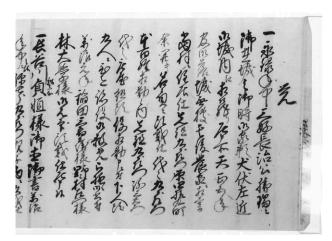


写真 3 「覚」犬伏家文書

この史料は、寛政11年(1779)のものだが、提出すべく清書を試み、黒印や裏印を押しているが、「長谷川貞恒」の間に「越前」を付け足したり、「年中二」を「年中之儀」と訂正するなど、結果的には提出せず手元に留め置いたものと推測される。これをさらに清書したものが提出されたものと考えたい。犬伏家にとって、三好家家臣であったこと、他の家譜類からだが、蜂須賀家政(蓬庵)のお目見えに預かったことが由緒として重要であったといえよう。

万治4年(1661)2月10日付沖平六宛の「板野郡之内中富村庄屋九郎左衛門〇(黒印)(花押)」による「乍恐申上ル党」によれば、「政所役を仰せ付けられ、現在まで御用を勤めてきたが、所持している田地などが大方川成となり、耕作不能となったため政所役を務めることが困難となったため、御慈悲をもって政所役を百姓の内へ差し替えて、私は一領一疋にしていただき、相応の御用を務めたい」と述べている。また祖父九郎左衛門は蓬庵のお召しによって徳島城内に召し出され、お目見えの栄によくしていると記されている。江戸時代前期の記述として貴重である。

延宝2年(1674)7月26日付の高畠半左衛門様下 代笹倉一郎左衛門宛九郎左衛門の「乍恐申上候御訴 訟之事」の案にも代々組頭庄屋役を務めたこと、三 好家家来であったこと、蓬庵の召し出しによりお目 見えしたことなどがあげられている。江戸時代後期の文政2年(1819)4月の山口伝右衛門・枝川伊八郎宛九郎左衛門倅五人組直五郎の「乍恐御願奉申上覚」にも「私儀往古勝瑞御家頼(来)犬伏左近と申者ニ而當村へ浪人仕、百姓役相勤」め、数十町を開墾して組頭庄屋役も代々勤め、その後五人組役を3代にわたって勤めた、さらに蓬庵入国の際には撫養まで出迎えに行きお供をしたのでお城においてお目見えをした、儀伝、こと至鎮が犬伏家に御成をおこなった、そして忠英以下歴代藩主にもお目見えした、などの由緒を記した後、勧農普請について提言をしている。



写真 4 「覚」犬伏家文書

寛政10年(1798)2月の覚の下書きには、墨線でひっぱり大幅に訂正したり、加筆や削除をした部分が多数見られ、如何に推敲を重ねて記しているかが看取できる。さらに、同11年に住吉村組頭庄屋山田夫右衛門に提出予定の願書の下書きもまた熟慮した形跡がよくみられる。これは文政2年4月の願書と同内容になっており、寛政期と同内容のものを文政期に提出した可能性が指摘できる。また文政2年4月の願書の下書きも同様の跡が見られる。

このように、提出する文書は推敲を重ねて作り上 げられていくことが理解できるのである。

### 注

1)山本英二氏「甲斐国「浪人」の意識と行動」(『歴史学研究』 613号 1991年)、同「浪人・由緒・偽文書・苗字帯刀」(『関 東近世史研究』28号 1991年)など。

(須藤 茂樹)

# 6. 近世初期の古文書に記された「退転人」 - 東中富村犬伏家文書を事例に — (各論 2)

### 1) 犬伏家の「退転人」文書

藍住町東中富の犬伏家は、江戸時代に板野郡東中富村の庄屋を務めた旧家であり、近世初期から近代に及ぶ膨大な文書群(古文書の一群)を所蔵されている。この小編は、そうした文書群の中から、「退転人」と記された(もしくは関連する) 4点(包紙を含む)の古文書を取り上げ、「退転人」の歴史的意味を検証するものである。

2)「退転人」=「走人」(欠落した庶民) なのか 徳島藩の近世用語を検証するうえで基本となる書 物は、高田豊輝氏の『阿波近世用語辞典』(私家版、 2001年) であろう。残念ながら「退転人」の項目は ないが、それに類すると思われる「走人」の項目が ある。

「走人」の項目には「欠落(失踪)した庶民。」とあり(同書287頁)、「欠落」の項目には「庶民が失踪し走人になること。藩の法律で禁止していた。走人の夫役は三年間村が納める。村役人は走人を探す義務があり、六〇年間帰るのを待つ。欠落すると財産は闕所になる。(後略)」とある(同書61頁)。思うに、「退転人」は「走人」と同義語であろうか。

高田氏の著述を導きの糸として、以下、具体的に 古文書の検証を行い、「退転人」について分析・考 察してみたい。

### 3)「退転人」に関する古文書の紹介と分析

「退転人」に関する4点の古文書は、厳密には3種に分かれる。(古文書1)は、(古文書2)を包んでいた包紙であり、この2点を一括とみなすと3種になる。

まず、(古文書1)の表書を掲げる(掲載にあたり縦書きを横書きに改める。以下同様)。

### 古文書1

(包紙)

明曆三年酉四月

本御帳

九郎左衛門改

退転人 并二 久兵衛

新居小右衛門様より被遣候書付共

(古文書1)表書から、①明暦3年(1657)4月の事案であること、②九郎左衛門(東中富村政所)が精査した清書控帳であること((古文書2)の裏面に「上ル扣」とある)、③「退転人」と「久兵衛」に関する内容が記されていたこと、④新居小右衛門様(御代官)から遣わされた書付を同封したこと、この4点がわかる。しかし④については、現時点で該当する書付は添えられていない。恐らく後年の整理の際に別置されたのであろう。

次いで清書控帳である(古文書 2 )の一部を掲げる。(古文書 2 )は竪 帳であるため、表紙と重要箇所を抜き書きする。

### 古文書 2

(表紙) —

明暦三年 東中富村退転人反高之帳 酉ノ四月

(本文)

居屋敷 桑四本 高三升

一、上々 五畝拾七歩 高七斗弐升四合 作右衛門

居屋敷 右之作右衛門兄弟

一、上々 七畝六歩 高九斗三升六合 喜兵衛

右弐人之御役八分

(中略)

右ハ頭六人居申居屋敷、其儘面々二被下候分

桑弐本 高壱升五合

走人彦五郎

一、上々 壱反三畝廿歩 高壱石七斗七升七合

(中略)

反数七反拾三歩 右高合九石七斗三升四合五勺 右ハ<u>走人</u>彦五郎分

(中略)

桑拾五本 高壱斗壱升弐合五勺

一、上々 六畝壱歩 高七斗八升四合 久兵衛分

(中略)

反数弐町五反七畝八歩

右高三拾五石五斗三升壱合五勺 桑·茶園高共 右ハ荒地割符仕預ケ申田地之分

(後略)

※下線は筆者が注記した。

上記引用のうち下線部から、この控帳には「走人」 に関する内容が含まれていることがわかる。おそら く「退転人」は、「走人」と同義、もしくはもう少 し広い概念と考えて間違いないだろう。

他にも上記(古文書 2)から、①「退転人」の反高のうち居屋敷分はそのまま維持されること、②「退転人」の役については減分されること(村が負担するためか)、④「走人」彦五郎の反高は広大(面積 7 反余・高9.7石余)で、中規模以上の百姓(おそらく自作農)であったこと、⑤(古文書 1)に「退転人」と並び記された「久兵衛」は、彦五郎をさらに数倍上回る大百姓であったこと(掲載部分には面積2.5町余・高35.5石余とあるが、略記した未掲載部分も合わせると、面積4.9町余・高60.2石余に及ぶ)、⑤東中富村の田畠・居屋敷には桑が植えられていること、⑥その桑にも少々高付けされていることなどがわかる。

続けて(古文書2)と類似した竪帳(古文書3) を掲げる。この(古文書3)は、先の清書控帳から



写真5 (古文書3)の帳末部分 (花押のある奥書と、巻かれた状態の付紙)

約2か月後に作成されているが、(**写真5**)のように帳末の奥書に村役人(政所・頭百姓)の花押が記されている点に特徴がある。何らかの必要により、再作成された「御帳」(清書帳面)の副本と考えられる。

(古文書3)のうち、表紙と先の(古文書2)には無かった巻末の付紙を掲げる。付紙の記述を丹念に分析すると、これら帳面の作成意図と、前記の彦 五郎・久兵衛に関する事案の経緯が判明する。

### 古文書3

(表紙) -

明曆三年 東中富村退転人反高之御帳 六月十七日

(本分省略)

当村絶人三かふ之反高、并走り人彦五郎反高書ぬ き帳、先御代官新居小右衛門様へ被召上、則新百姓 久兵衛と申者、同郡折野村より右之帳面之内三かふ 之絶人名田二御仕付被為成候二付、此帳面、則久兵 衛ニ被遣候ニ付、明暦弐年之秋より当村ノ絶名田ニ 仕付、二三年作仕り居申候所二、其後作絶申二付、 右之名田迷り帳面御代官小右衛門様へ指上ケ、当村 を立のき申二付、其後二久兵衛指上ケ申跡識之名田、 私倅八郎兵衛・同村百姓三郎右衛門と両人之者ニ、 右御代官新居小右衛門様より御意被為成候ハ、久兵 衛跡識之名田迷ケ売地共ニ指遣シ申候間、諸御役并 先年より御拝借仕り居申御借シ付之麦種本分弐石五 斗請取、無患相勤於申ニハ、右久兵衛跡識之名田書 ぬき帳面之通、先絶人居申屋敷、反高、并走り人彦 五郎反高之分ハ指のけ、其身とも二被遣候御意被仰 渡候、残テ帳面之内久兵衛ニ被遣候名田分ハ、売地 共二迷ケ所、私世倅八郎兵衛・同村百姓三郎右衛門 と両人者ニ、永代之名田ニ、右之帳面之通ニ被仰付 候、右帳面之惣反数六町壱反八畝弐拾六歩之内、反 数五反弐畝弐拾歩、此高七石四斗八升四合五勺・桑 高共、右ハ頭六人居申居屋敷之反高其侭面々之者ニ 被遺候分引のけ、并走り人彦五郎此反数七反拾三歩、

此高九石七斗三升四合五勺之分ハ、則右走り人彦五 郎世倅市助ニ被遣候ニ付引のけ申候、残テ新百姓久 兵衛二、永代名田二被仰付候反高之分、売地共二反 数合四町九反五畝弐拾三歩、此高合六拾石弐斗七升 七合五勺、此反高之分、右之久兵衛ニ御代官新居小 右衛門様被遺候、此久兵衛跡識之反高之分、右申上 候通ニ私世倅八郎兵衛・同村百姓三郎右衛門と両人 之者ニ、永代之名田ニ御代官小右衛門様より被下ニ 付、久兵衛跡識名田両人之者只今作り居申候、四町 九反五畝弐拾三歩之内、弐町五反七畝八歩名田分、 只今弐人之者作り居申候、残テ弐町三反八畝拾五歩 ハ、本銀返シ売地ニ罷成有之申候ニ付、本銀才覚仕 候而、請返シ申候へは、私世倅八郎兵衛・同村百姓 三郎右衛門両人之者ニ被仰付候へとも、未本銀才覚 不罷成候ニ付、其侭買主共手前ニ作り居申候所、相 違無御座候 已上

> 東中富村庄屋 九郎左衛門(印)

寛文五年七月十八日

林七右衛門様

(古文書3) 付紙の要点は次のとおりである。

- (1) この付紙は、明暦3年(1657)の諸帳面をもとに、「退転人」と「久兵衛」が所持・耕作していた居屋敷・田畠の相続について、寛文5年(1665)7月18日に東中富村庄屋が明文化した一紙文書である。
- (2) 東中富村に絶人(百姓経営が断絶した家)と 走人が発生した。板野郡折野村(現在の鳴門市) から久兵衛という「新百姓」を迎え、絶人の後継 者としたが、再び断絶してしまった。
- (3) 御代官新居小右衛門と協議し、東中富村庄屋 (政所) 倅の八郎兵衛と同村百姓三郎右衛門が久 兵衛跡識の継承をすることになった。
- (4) 絶人の居屋敷と走人彦五郎の名負地を控除し、 残る4町9反5畝23歩(高60石2斗7升7合5勺) を八郎兵衛・三郎右衛門の永代名負いにした。
- (5) ただし、2町3反8畝15歩は「本銀返シ売地」 なので、現状は買い主が耕作をしており、本銀を 返済して請返した後に、八郎兵衛・三郎右衛門が

耕作をする。

以上から、「退転人」については、「走人」に加えて「絶人」を含む用語として、これらの古文書に記されていたことが明確になった。

一方で新たな疑問として、「なぜ村外から久兵衛という新百姓を招いたのだろうか」という謎が持ち上がった。久兵衛が後継した「絶人」たちの田畠は、約5町に達する広大な土地で、しかも矩(土地の等級)が「上々」という優良地である。なぜだろうか、以下、検討してみたい。

(古文書4) として、東中富村棟付帳から久兵衛 家に関する部分を抜き出した一紙文書を掲げる。

### 古文書4

高六拾石弐斗七升七合五勺

一、壱家 新百姓 久兵衛 歳四十九 此者当郡折野村之者、当村たゑ人百姓喜兵衛・ 喜平次・左平次三人之田地ニ 御公儀様より被仰 付、明暦弐年より当村へ罷越百姓仕居申候

壱人 久兵衛おや 顔左衛門 とし七十三 壱人 久兵衛子 杢右衛門 同三十一 壱人 杢右衛門子 菊之丞 とし四ツ 壱人 久兵衛子 市助 とし十六 壱人 久兵衛弟 少次郎 とし四十六

馬壱疋 牛弐疋 右ハ、御棟付 被為成候折角ニ、手前より指上ケ申候指出 シ之ひかへ帳之写し

> 百姓久兵衛分迄之写シニて 御座候

久兵衛の出身地の折野村といえば、確かに板野郡 内には違いないが、大麻山を北側に超えた瀬戸内海 沿岸に位置する遠隔地である。なぜ東中富村内から 「絶人」の後継者が立たずに、そんな遠隔地の「新 百姓」が入植したのだろうか。しかも「御公儀」 (藩)の意向という。また久兵衛は、これほど広大 な田畠を後継しながら、そして子・孫に恵まれてい ながら、なぜ数年で再断絶したのだろうか。

### 4) 考察とまとめ

### — 犬伏家文書「退転人」関係古文書から —

疑問解明へのヒントは、(古文書 2) にあったと思う。東中富村の田畠・居屋敷に植えられていた桑の木は、いわゆる「境界木」(吉野川氾濫後に土地の境界を画定するための目印) ではないだろうか。筆者が考えるに、江戸時代初期の東中富村は、吉野川(いわゆる「吉野川別宮川口」) の氾濫に苦しめられ、村内中堅百姓の経営破綻(「絶人」「走人」などの「退転人」) が相次ぎ、その後継者を「御公儀」の肝煎りで村外から招聘したものの、やはり氾濫で経営に失敗したのではなかろうか。

最終、庄屋(政所)が村政運営上の責任から、や むなく息子を後継の一人に立てたと思うのである。

(松下 師一)